

日本語インターネットオークションサイトでの野生動植物取引 (2009年)



2013年3月

トラフィックイーストアジアジャパン

金成かほる

TRAFFIC
the wildlife trade monitoring network

目次

概要.....	4
背景.....	6
調査方法.....	8
結果.....	12
考察.....	18
提言.....	20
参考文献.....	21
ANNEX1.....	22

表紙写真のクレジット：

左上から時計回りに：Birdwing Butterfly *Ornithoptera rothschildi* (c) Wolfgang Von Schmieder / WWF-Canon: Nile crocodile *Crocodylus niloticus* (c) Martin Harvey / WWF-Canon: (c) Emma Duncan/WWF-Canon: ベッコウ製品 (c) トラフィックイースト
アジアジャパン

謝辞

この報告書は WWF ジャパンの資金提供により作成されました。

調査の過程で、貴重な情報を提供して下さったヤフー株式会社の吉田奨氏に心より感謝いたします。調査の過程でアドバイスいただいたジョイス・ウー氏（トラフィック台北）、報告書作成にご助言と実質的なサポートによりご協力くださった石原明子氏、藤稿亜矢子氏、齊藤つぐみ氏、鈴木愛氏、西野亮子氏、浅川陽子氏にお礼を申し上げます。

概要

日本ではインターネット普及率は2010年には78.2%に達し、利用者数は9千万人を超えている。インターネットを通じた商品やサービスの売買は広く普及し、中には野生生物もオンライン上で取引されている。これらの野生動植物取引の多くが合法的におこなわれているが、持続可能な取引を確保し、その存続を脅かさないよう監視や規制が必要な種の中には、違法な取引がインターネット上でおこなわれているという指摘もある。

本調査では日本語のインターネットオークションでおこなわれている野生動植物の取引状況の総括を試みた。調査当時に出品数が最も多かった2つの日本語のインターネットオークションサイトの出品について調査した結果、**絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、ワシントン条約）**に掲載されている種の中で、象牙やべっこうの製品は数千点、ワニの皮革製品、キャビアについては千点以上が常時出品されていた。象牙の出品は一日に20点以上と出品量も多く、続いてワニの皮革製品、キャビア、ベッコウは一週間に平均延べ50点近くが新しく出品されていた。さらに生きた爬虫類や鳥類の種では一時に49種が出品されていた。このような様々な動植物種の国内での取引にインターネットオークションが活用されている。

これらの商品の由来（原産国、輸出国）に関する情報は少なかったものの、出品時に示された情報だけでも広く世界中に及んでいた。また商品の行き先として、キャビアや象牙の出品の中には海外発送に対応すると表示されたものもあり、象牙製品では内容調査したうちの10%が海外発送に対応すると記載していた。ワシントン条約附属書I掲載種の中には、何らかの形で出品時に法律や規制に関する記載がなされているものがあつたが、取引の経路で何らかの規制がかかっているのにもかかわらず、規制や法律について何の記載もない出品が大多数であつた。

こうした状況の中、サイト運営側でも独自の取り組みがおこなわれていた。たとえば知的財産権保護への対策など、野生生物取引以外の分野における成功事例の中には応用が可能と考えられる取り組みもあつた。

これらの結果および考察からトラフィックイーストアジアジャパンは以下の提案をする。

日本の環境省は

インターネットオークションにワシントン条約対象種が出品されるとき、その商品の合法性は、出品者、入札者双方にとって明らかであるべきである。そのために十分な、提供されるべき情報（原産国や、登録票の存在の明記など）を種の保存法上に定義し、それが出品者から入札者に能動的に提供されるよう、法律で規定すること。

ー国内取引管理の方法は、現行の登録票を備え付けるという店舗販売により適応した管理方法から、インターネット上でおこなわれる取引にも適応した方法（例えば登録のウェブ上追跡システムの開発と登録情報の一般公開など）に変更すること。

ーインターネットオークション上でワシントン条約対象種が取引される際には、国内取引だけでなく輸入、輸出にもつながっていると考慮したうえで、すべての利用者（出品者、落札者）が合法的取引をおこなえるよう、国内法や国際条約に関する必要な知識の周知を徹底すること。オークションサイトのプロバイダーと協働して周知のためのシステムを開発することも考慮すべきである。

日本の野生生物取引の法執行当局は

ーワシントン条約対象種で、その市場が存在している種について、インターネットオークション上での取引監視の戦略を構築し、それを支える技術を開発・あるいは特定すること。

インターネットオークションのプロバイダー、日本の野生生物取引に関する条約や国内法施行に充実する各組織は

ーインターネットオークション利用者に注意を促すためのオークション出品ガイドラインなどをユーザーに分かりやすい形で開発し、協力してインターネットオークション利用者への普及を図ること。

背景

日本のインターネットの利用者数は、1千万人超であった1997年と比較して2010年には8倍以上の9,462万人となり、人口普及率は78.2%に達した（総務省、2011）。インターネットは商品の売買にも活用されており、日本人の約半数が、パソコンをつかってインターネットで商品やサービスを購入している（総務省、2011）。インターネット上で取引される商品は多岐に渡る。インターネットの活用方法も、通信販売をウェブ上で展開する形式から、ソーシャルネットワークサービス（SNS）を通じた取引相手とのやりとりまで様々な方法がとられ、また日々変化している。そのひとつの形態としてインターネットオークションがある（図1）。日本では1995年の古物営業法の改正により、オークションに事業者以外の一般の人々が参加できるようになり、10年あまりの間に取り扱い件数を顕著に増加させた（オークファン、2010）。2012年12月現在、インターネットオークション上に出品されている商品の点数は23百万点から3千万点の間で推移している（オークファン、2012）。日本語のインターネットオークションサイトでは、2009年時点でYahoo!オークション、ビッドーズ、楽天オークションが3つの主要なオークションサイトとして知られていたが、2012年12月現在、そのうちビッドーズはインターネットオークションのサービスは終了し、ネットショッピング、通信販売のサイトに移行している（DeNA, 2012）。

インターネットオークションは利便性を提供した一方、例えば違法品の取引や詐欺など様々な問題を引き起こす側面も指摘されている（平手ら、2006）。野生生物取引の分野でも同様に、インターネット上の取引はほとんどが合法的におこなわれるものの、違法な取引が含まれていることが報告される（IFAW, 2008; Wu, 2007）。日本国内でも、野生生物の違法な取引が見つかった際に、インターネットが何らかの形で利用されていたことが明らかになるケースも少なくない（ANNEX 1）。

インターネットオークション上に出品される野生動植物の個体や製品の中には、ワシントン条約や国内法などで規制されており、合法性の確認が必要なものもある。日本国内の野生生物の取引については、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」が規制を定めている。

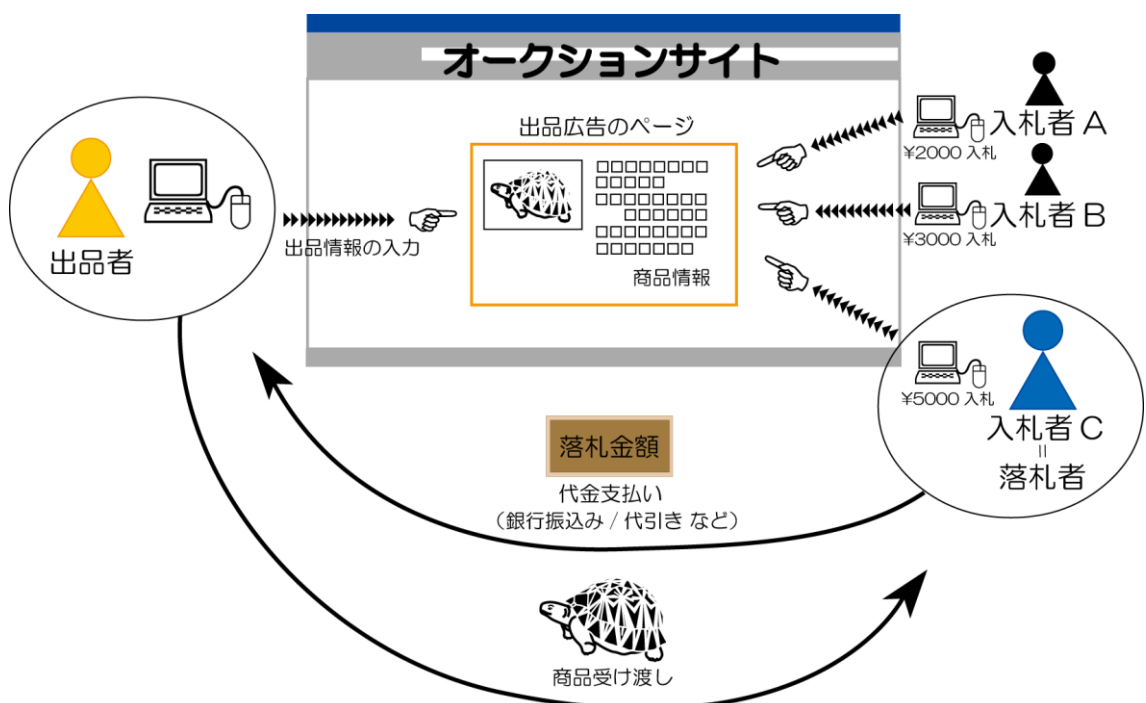
種の保存法は、ワシントン条約の附属書Iに掲載された動植物種の国内取引を原則禁止している。売買だけでなく、販売目的での陳列もしてはならないことになっている。ただし例外があり、日本でワシントン条約が発効する前に輸入されたものや、国内で飼育繁殖された個体などについて合法的取引を可能にする登録票を個別に発行している。この登録票なく、種の保存法で指定された種の取引をインターネット上に広告掲載した場合には、指定された種の販売目的の陳列を禁止する条文に違反したとして違法となる。しかし、登録票の有無に関して情報公開せずに、個体の広告を掲載すること自体は現在のところ違法ではない（種の保存法、第17条、第21条）。そのため、種の保存法の上では、インターネット上で入手可能な情報のみで、その商品の出品が明らかに違法であることを判断するのは

現状では難しい。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、ワシントン条約）では、野生動植物取引の世界における電子商取引（E コマース）の顕著な拡大に対応するため、ワーキンググループを立ち上げ、科学的な状況把握や監視の方法の検討を急いでいる（CITES、2010a）。第 15 回締約国会議では、条約対象種の電子取引について、締約国が国内対策を整え、十分な監視をおこなうよう決議 11.3 を改正した（CITES, 2010b）。インターネット上の合法的な取引に不要な制限をあたえずに違法取引に対抗していくことは、以前より行われてきた、実体市場に対する野生動物取引の監視と同様に重要となった。

日本はインターネットの普及率が高く（総務省、2011）、また野生の動植物の主要な最終消費国としても知られる（石原ら、2010）。その日本におけるネット上の野生動物取引の状況について明らかになっていることは少ない。そこでトラフィックイーストアジアジャパンは、現状把握と課題抽出を適切におこない、今後の対応策を確立するための基礎情報とするため、日本の主要なインターネットオークションサイトでおこなわれている野生動植物の取引状況の総括を試みた。

図1 インターネットオークションの概要



図デザイン：西野亮子

インターネットオークションとは

インターネットオークションは、インターネットを介して競売（オークション）をおこなうこと。出品者が、商品に関する情報をオークションサイトの画面に従って入力すると、その情報に基づいてウェブページ（出品広告）が作成され、オークションのウェブサイトに掲載される。入札者（購入者）は、検索機能などを利用して購入を希望する商品を探し、ほしいものが見つければ入札金額を入力し、入札する。オークションの期間が終了すると、落札者や落札価格が確定し、その後の入金や商品の発送は当事者間でおこなわれる（図 1 参照）。

各オークションサイトは、特定のキーワードを登録するとそれに対応する出品を電子メールで通知する告知（アラート）サービスを提供していることもある。

調査方法

調査は、日本語のインターネットオークションサイトに対しておこなった。日本語のオークションサイトの中で、調査の時点で出品件数の多い Yahoo!オークションとビッダーズオークションの 2 つのサイトを調査対象とし、その出品状況を調査した。Yahoo!オークションは、2012 年 12 月現在もその運営を継続しているが、ビッダーズオークションはその運営形態を変え、インターネットオークションのサービスは終了している。また、調査の行われた 2009 年 3 月の時点で Yahoo!オークションは生きた哺乳類、鳥類、爬虫類の出品を認めていなかったが、ビッダーズオークションではそれらの生きた動物の出品を認めていた。

検索の対象とした種は、日本への輸入が記録されているワシントン条約対象種のなかで、日本の市場でも取引されている種とした（表 1）。その種の商品をできるだけまなく検出することを目的に、ひとつの対象種の製品を表す、複数の検索キーワードを設定した（表 1）。

表 1 検索をおこなった種とその検索キーワード

検索キーワード（商品名）	種名	学名
鼈甲、べっ甲、ベッコウ、べっこう	タイマイ	<i>Elemochelys imbricata</i>
象牙、ぞうげ、ゾウゲ	ゾウ	Elephantidae spp.
ワニ、鱷、わに／革、皮	ワニ	Crocodylia spp.
キャビア、チョウザメ	チョウザメ	Acipenseriformes spp.
熊の胆、熊胆、くまのい、クマノイ	クマ	<i>Ursus</i> spp.
虎骨、虎肉		
虎、トラ、とら／毛皮、剥製	トラ	<i>Panthera tigris</i>
ヒョウ、豹／毛皮	ヒョウ	<i>Panthera pardus</i>

豹 骨		
犀角	サイ	<i>Rhinocerotidae</i> spp.
スローロリス	スローロリス	<i>Nycticebus</i> spp.
ビクーニャ、ビクーナ、ビキューナ	ヴィクーニャ	<i>Vicgna vicgna</i>
麝香、じゃ香、じゃこう、ジャコウ	ジャコウジカ	<i>Moschus</i> spp.
トリバネアゲハ	トリバネアゲハチョウ属	<i>Ornithoptera</i> spp.
	アカエリトリバネアゲハ属	<i>Trogonoptera</i> spp.
アロワナ	アジアアロワナ	<i>Scleropages formosus</i>
ブラジリアンローズウッド	ブラジリアンローズウッド	<i>Dalbergia nigra</i>
パフィオペディルム	パフィオペディルム	<i>Paphiopedilum</i> spp.
木香、モッコウ	木香	<i>Saussurea costus</i>
生きた爬虫類（ヘビ、トカゲ、カメ、ワニ）	爬虫綱	Reptilia spp.
生きた鳥類	鳥綱	Aves spp.

1. 出品商品の調査

1.1 キーワード検索

表1の検索キーワードを用い、2009年3月19日～23日の一時点にインターネットオークション上に出品（広告が掲示）されている製品を検索し、その結果抽出された件数を計数した。計数の際には、出品されていた商品名、商品の種類、出品者名および出品者情報を記録した。

キーワード検索の結果として、以下の2種を計数結果とした。

ヒットカウント：検索キーワードを入力し、検出された出品の数の合計

有効な出品数：検索キーワードから検出された広告の中から、本物と思われる出品として、本調査用に作成した基準に則して判断した結果、抽出された広告の件数。抽出の仕方は後述の「有効な出品数の計数方法」を用いた。

「有効な出品数」の計数方法

インターネットオークションでは、出品者の提供する情報が、出品された商品に関する情報のすべてである。本調査でも出品者の提供する情報だけをもとに結果を抽出している。ただし、出品されている商品が調査対象の「本物」であるかどうかをウェブサイトの閲覧者側が客観的に判断することは難しい場合がある。例えば、「象牙の根付」と広告されていても、実際にその商品が本物の象牙でできているかを断定することはできない。そのため、いくつかの商品については判断基準を設定し（表2）、その基準にあてはまるものだけを「有効」な広告として計数した。例えば「本物」とのはっきりとした記載があること、偽物で

ないことが言葉で明記されていることなどを基準としている。

表2 有効な出品数を計数するための基準

商品名 (キーワード)	基準
鼈甲、べっ甲、ベッコウ、べっこう	「本べっ甲」や「本物のべっ甲」などと、本当にウミガメから採取されたべっ甲であることが表示されている
象牙、ぞうげ、ゾウゲ	「本象牙」、「本物保障」などと、象牙が本当の象牙であることが表示されている
ワニ、鱔、わに／革、皮	「本ワニ革」、「天然ワニ革」など、本当にワニから採取された皮革製品であることが表示されている
キャビア、チョウザメ	食用の製品化されたチョウザメから採取されたキャビアであると表示されている 生体のチョウザメもカウントに含む ※1
熊の胆、熊胆、くまのい、クマノイ	－(特別な確認はおこなっていない)
虎骨、虎肉 虎、トラ、とら／毛皮、剥製	「トラ柄」など、トラに似せて他のものから作られたという表示があるものは除く
ヒョウ、豹／毛皮 豹 骨	「ヒョウ柄」など、ヒョウに似せて他の物から作られたという表示があるものは除く
犀角	－(特別な確認はおこなっていない)
スローロリス	－(特別な確認はおこなっていない)
ビクーニャ、ビクーナ、ビキューナ	－(特別な確認はおこなっていない)
麝香、じゃ香、じゃこう、ジャコウ	「天然」のジャコウと記載されている ※2
トリバネアゲハ	－(特別な確認はおこなっていない)
アロワナ	生きたアロワナの生体を販売している
ブラジリアンローズウッド	木材・板などについては特別な確認はおこなっていない ※3
パフィオペディルム	－(特別な確認はおこなっていない)
木香、モッコウ	－(特別な確認はおこなっていない)
生きた爬虫類 (へび、トカゲ、カメ、ワニ)	－(特別な確認はおこなっていない)
生きた鳥類	－(特別な確認はおこなっていない)

※1 「キャビア」と銘打った化粧品が多数検出されたが、実際にチョウザメの卵を成分として含むかどうかの判定が困難であったため、それらは今回の計数からは除外した。

※2 ジャコウの香りをうたった香水が複数検出されたが、ジャコウジカの派生物を含むかどうかの判定が

困難であったため、それらは今回の計数からは除外した。

※3 ブラジリアンローズウッドの香りをうたった香水が複数検出されたが、ブラジリアンローズウッドの派生物を使用しているかどうかの判定が困難であったため、それらは今回の計数からは除外した。

1.2 法遵守など記載内容に関する調査

1.1 で抽出された有効な出品について、各出品が提示している広告内容に合法性や取引経路などを示唆する情報が記載されているかどうか、以下の視点から記録した。

調査項目① 法律に関する何らかの記述

調査項目② 原産国の表示

調査項目③ 海外発送の可能性

この調査は原則的には有効な出品と判断されたすべての広告の内容を記録したが、象牙、べっ甲、ワニ革、キャビアの4種類については、出品数が多く、一度に内容をすべて記録することが困難であったため、応札者がある出品のみをサンプルとして記録した。調査は1.1のキーワード検索と同日におこなったが、象牙の内容調査だけは、内容に不備があったためキーワード検索とは別の日程6月3日(Yahoo!オークション)、6月6日(ビッダーズ)で追加調査をおこない、1.1の結果とは別に、この6月に行われた結果を1.2の結果として採用した。

2. 頻度の調査

新規出品の頻度を調べるため、前述のとおり選定された検索キーワードを用いて、オークションサイトが提供する「メールアラートサービス」に登録し、新規出品を知らせるメールを確認、計数した。以下の日程で、1回1週間、1か月の間をあけて計2回行った。

2009年3月30日～4月5日(1週間)

2009年4月30日～5月6日(1週間)

この期間中に、新たな出品を知らせるアラートメールが配信された件数をカウントした。その商品の内容についても、キーワード検索と同様に、対象の種として有効な出品と考えられる商品のみを計数した。

3. オークションサイト運営業者へのインタビュー

上記1, 2で調査の対象としたオークションサイトを運営する運営業者が、オークションサイト上での野生生物取引に対してどのような方針・考え方をしているのかを知るため、調査対象のオークションサイト運営業者にインタビューを行った。

今回対象とした2サイトのうち、Yahoo!オークションを運営するヤフー株式会社に対し、2011年7月11日に直接面会し4名にインタビューをおこなった。

結果

調査の結果、日本語のインターネットオークションには、野生動植物に関連する数多くの製品が出品されていることがわかった（表 3）。なかでも特に、象牙とべっこの製品、ワニの皮革製品、キャビアの常時多数が出品されており、また新規の出品についても象牙は一日に 20 点以上、ワニの皮革製品、キャビア、べっこは一週間に平均で延べ 50 点近くが新しく出品されるという頻度であった。象牙は印材や掛軸の軸、アンティークのアクセサリーなど多種多様な品物として出品されており、1 人の出品者が数十点以上出品する場合と、一人が一点だけ出品する場合の両方が見られた。他にも生きたアロワナ、トラやヒョウの剥製、ビクーニャの毛織物、ブラジリアンローズウッドの木材、トリバネアゲハチョウの標本、犀角、生きたスローロリスなどの販売が確認された。一方で、クマノイ、豹骨、木香、パフィオペディルムなどのキーワードは調査期間中には該当商品が検出されなかった。

生きた哺乳類、爬虫類・鳥類については、調査対象の 2 つのサイトのうちビッターズオークションだけが取り扱っていたが、ここではワシントン条約対象の爬虫類・鳥類の種だけで 48 種が出品されていた（表 4）。日本に本来生息しない種も多く出品されていた。これらの外国産の生きた動物の国内取引にインターネットオークションが活用されていることがわかる。

表 3 計数された出品数（生きた動物を除く）

商品名（キーワード）	ヒットカウント		有効な出品数		週間平均出品数	
	サイト①	サイト②	サイト①	サイト②	サイト①	サイト②
象牙、ぞうげ、ゾウゲ	3650	143	1306	41	177.5	1.5
鼈甲、べっ甲、ベッコウ、べっこ う	2710	110	543	10	49	1
ワニ、鱈、わに／革、皮	1344	92	278	14	52	19.5
キャビア、チョウザメ	1674	64	11	0	43.5	0.5※
麝香、じゃ香、じゃこう、ジャコ ウ	79	59	3	0	0	0
アロワナ	138	68	18	17	1	24.5
虎骨、虎肉	1	4	1	0	0	0
虎、トラ、とら／毛皮、剥製	39	3	6	0	0.5	0
ヒョウ、豹／毛皮	32	2	9	0	0	0
豹 骨	6	6	0	0	0	0
ビクーニャ、ビクーナ、ビキュー ナ	8	0	5	0	1.5	1

ブラジリアンローズウッド	5	0	5	0	3.5	0
トリバネアゲハ	7	4	4	4	0	6.5
犀角	5	0	2	0	0	0
スローロリス	0	1	0	1	0	0
熊の胆、熊胆、くまのい、クマノイ	4	0	0	0	0	0
パフィオペディルム	0	0	0	0	0	0
木香、モッコウ	25	1	0	0	0	0

※生体のチョウザメ

サイト①は Yahoo!オークション、サイト②はビッダーズオークションを示す。

ヒットカウントは、ある時点でキーワードを入れて検出された件数を示す。

有効な出品数は、商品が本物のワシントン条約該当の商品かどうかを、本調査用に作成した基準に則して判断した結果、有効であるとみられた出品数を示す。

週間平均出品数は、新規に出品される件数のうち有効な出品数として数えられるものの件数を示す。

表 4 生きた爬虫類・鳥類でオークションへの出品が確認されたワシントン条約対象種

ワシントン条約附属書 I 掲載種	
和名	学名
キタクモノスガメ	<i>Pyxis arachnoides brygooi</i>
ミナミクモノスガメ	<i>Pyxis arachnoides oblonga</i>
ワシントン条約附属書 II 掲載種	
(爬虫類)	
パーソンカメレオン	<i>Calumma parsonii</i>
ツーストライプカメレオン	<i>Chamaeleo bitaeniatus</i>
エボシカメレオン	<i>Chamaeleo calypratus</i>
チチュウカイカメレオン	<i>Chamaeleo chamaeleon</i>
ディレピスカメレオン	<i>Chamaeleo dilepis</i>
ジャクソンカメレオン	<i>Chamaeleo jacksonii</i>
ヤマカメレオン	<i>Chamaeleo montium</i>
ヨロイトカゲ属の一種	<i>Cordylus sp.</i>
ブラジルレインボーボア	<i>Epicrates cenchria cenchria</i>
パンサーカメレオン	<i>Furcifer pardalis</i>
アカアシガメ	<i>Geochelone carbonaria</i>
チャコリクガメ	<i>Geochelone chilensis</i>
キアシガメ	<i>Geochelone denticulate</i>
ヒョウモンガメ	<i>Geochelone pardalis</i>
バブコックヒョウモンガメ	<i>Geochelone pardalis babcocki</i>

ナミビアヒョウモンガメ	<i>Geochelone pardalis pardalis</i>
ケヅメリクガメ	<i>Geochelone sulcata</i>
セレベスリクガメ	<i>Indotestudo forsteni</i>
ベルセオレガメ	<i>Kinixys belliana</i>
フィッシャーカメレオン	<i>Kinyongia fischeri</i>
パンケーキガメ	<i>Malacochersus tornieri</i>
エミスムツアシガメ	<i>Manouria emys</i>
ジャングルカーペットパイソン	<i>Morelia spilota cheynei</i>
オオヒルヤモリ	<i>Phelsuma madagascariensis</i>
シナワニトカゲ	<i>Shinisaurus crocodilurus</i>
ヒョウモンガメ	<i>Stigmochelys pardais</i>
ギリシャリクガメ	<i>Testudo graeca</i>
アラブギリシャリクガメ	<i>Testudo graeca terrestris</i>
ヘルマンリクガメ	<i>Testudo hermanni</i>
ホルスフィールドリクガメ	<i>Testudo horsfieldii</i>
アフガニスタンホルスフィールドリクガメ	<i>Testudo horsfieldii horsfieldii</i>
フチゾリリクガメ	<i>Testudo marginata</i>
ヤマビタイヘラオヤモリ	<i>Uroplatus sikorae</i>
ミドリホソオオトカゲ	<i>Varanus prasinus</i>
ザラクビオオトカゲ	<i>Varanus rudicollis</i>
ミズオオトカゲ	<i>Varanus salvator</i>
(鳥類)	
ボタンインコ	<i>Agapornis lilianae</i>
ベニコングウインコ	<i>Ara chloroptera</i>
サザナミインコ	<i>Bolborhynchus lineola</i>
ワシミミズク	<i>Bubo bubo</i>
クルマサカオウム	<i>Cacatua leadbeateri</i>
オオハナインコ	<i>Eclectus roratus</i>
ラナーハヤブサ	<i>Falco biarmicus</i>
キキョウインコ	<i>Neophema pulchella</i>
コノハズク	<i>Otus scops</i>
ブンチョウ	<i>Padda oryzivora (Lonchura oryzivora)</i>
サメクサイインコ	<i>Platycercus adscitus</i>
オグロインコ	<i>Polytelis anthopeplus</i>
ヨウム	<i>Psittacus erithacus</i>

ゴシキセイガイインコ	<i>Trichoglossus haematodus</i>
メンフクロウ	<i>Tyto alba</i>
ワシントン条約には掲載されていないがレッドリストでの絶滅危惧種 (EN)	
コキンチョウ	<i>Erythrura gouldiae</i>

表中の和名は、オークション上で表示されていた名前からトラフィックが学名を推定し、トラフィックが和名に直したもの。(前島 (1988) 星 (2005) 山田 (2005a; 2005b) 吉井 (2005) 海老沼 (2009))

商品の由来

出品されている商品の広告内容を調べた結果、生きた動物を除くほとんどすべての商品の広告で、商品の産出国や原産国等についての記載がなかった。商品が海外を原産とする野生生物製品であっても、原産国や輸出国などといったその由来については、取引の際に必ず求められる情報だとは位置づけられていないようである。一方、生きた動物の出品広告だけは多くが国・地域名を表示しており、広告内容を調査した生きた爬虫類・鳥類を掲載した 937 件のうち 336 件 (36%) が記載していた。これらには日本産と表示されたもの (61 件 (18%)) とそれ以外の地域名や国名を記載したもの (275 件 (82%)) の両方があった。地域としては北米、地中海、中央アジア、地中海沿岸、ニューギニア、スマトラ、カナリヤ諸島などが記載され、また、それ以外に 27 の国・領域名が特定され、その範囲は世界中に及んでいた (表 5)。ただしこれらの広告に記載された国名は、その個体の産出・輸出国を示す場合と、個体の由来とは関係なくその種の本来の原産地域を示す場合が混在している。

表 5 生きた動物の原産国・輸出国として示されていた国々

アフリカ	タンザニア、カメルーン、南アフリカ、ウガンダ、ザンビア、ナミビア、マダガスカル、モロッコ
欧州	ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、オランダ、スペイン、ドイツ、ベルギー、ロシア
東アジア	中国、台湾
東南アジア	インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン
中央アジア	アフガニスタン、ヨルダン
オセアニア	オーストラリア
北米	米国
南米	アルゼンチン

商品の行き先

出品広告の内容調査の対象となった出品のうち、商品の海外発送に対応をしていると表示している広告は全体では多くなかったが、キャビアと象牙の出品の中に海外発送対応と表示した広告が見られた。Yahoo!オークションでは海外発送の可否が出品広告のひな形となっており、個別の出品について情報提供されていた。たとえば Yahoo!オークションに出品されている象牙では、広告内容を個別に調査した 109 件のうち 11 件（10%）が海外発送対応をすると記載していた。象牙はワシントン条約で国際取引が規制されているため、もし海外からの入札者が落札し、海外発送をする場合にはその規制にのっとって行われなければならない。さらに 2008 年に原産国と輸入国を限っておこなわれた一回限りの輸入の際に輸入された象牙であれば、その再輸出は禁止されている。これらの点に関して出品者がどの程度認識を持っているのかは不明である。

法律に関する表示

法令に関する情報提供の程度は、商品の種によって異なっていた。記載内容が妥当であるかどうかに関わらず、何らかの形で合法性や法律に関する記載をおこなっている広告があったのは、スローロリス、トラ（毛皮・剥製）、象牙、アロワナ、ヒョウ（毛皮・剥製）であった。これらはすべてワシントン条約附属書 I（種の保存法対象種）であった（表 6）。その中でたとえば、スローロリスやトラ、アロワナは高い比率で、種の保存法にのっとった登録票があることなどをうたっていた。一方、出品数が他と比べて格段に多かった象牙については、たとえば日本が象牙取引業者に勧告している標章の存在などについて広告中で触れているものは、内容調査をおこなった 121 件のうちわずか 2 件（1.7%）のみであった（表 6）。これらのほかに、直接の法令に関する表示ではないが、ビクーニャは「一部にのみ販売が許されている」と記載されていたり、ワニの皮革製品に、第三者認定の存在に触れている出品広告などがみられた。

表 6 法律に関して何らかの記載のある広告の割合とその記載内容

出品者による規制・法律等に関する記載（内容の正当性に関わらず示されていた表示を転記）	
象牙	2 件 / 121 件 (1.7%)
	「当方の品は環境省・経済産業省への登録済みです。ワシントン条約で輸入規制のある象牙です。」「通商産業省からの本物の証拠のシールをお付けします。」
アロワナ	17 件 / 35 件 (49%)
	「登録票、証明書あり」「譲渡に関する書類などはすべて完備」「現地フ

	アームの証明書と書類等揃っております」「証明書は後日郵送」「写真(登録票・現地の証明書)あり」「インドネシア産 平成20年12月輸入 個体 登録票、証明書、名義変更書類等すべてととのっています。」「現地発行証明書あります・証明書、サイテス後日発送します」
スローロリス	1件/1件 (100%)
	「登録票もすべてそろっています」
トラ毛皮	6件/6件 (100%)
	「捕獲規制以前」「ワシントン条約以前」「【国際希少野生動物種登録票】登録記号番号 第XXX号」
ヒョウ毛皮	2件/9件 (22%)
	「ワシントン条約制定前」「ワシントン条約以前」
ビクーニャ	0件/5件 (0%)
	「一部にのみ販売が許されている。(法令記載はなし)」

サイト運営側の取組み

ヤフー株式会社へのインタビューによると、インターネットオークション上の取引では、実体の市場による販売よりも違法な取引を少なく抑えることができるという見方もあった。

(Yoshida, S., *Yahoo! Japan pers comm. to TRAFFIC East Asia - Japan on July 26, 2011*). たとえば、インターネットオークション上で違法取引が見つかった場合、発見者がサイト運営側に通報しその出品を停止するシステムなど、利用者を巻き込んだ自浄作用があることや、キーワードなどを用いた一斉の監視が可能であることなどがそれに当たる。日本で出品数が群を抜いて多い Yahoo! オークションは、生きた動物として取引できる種を両生類、魚類、昆虫に限定しているほか、ペットやアンティークのカテゴリへの出品時に、種の保存法に関する注意書き (caution) を自動的に表示し、トラブルや違法取引を防ぐ独自の取組みをしている (Yoshida, S., *Yahoo! Japan pers comm. to TRAFFIC East Asia - Japan on July 26, 2011*). 他に、違法取引の排除を目的とした知的財産権保護への対策も実施されている (BOX1)。

BOX 1

Yahoo!オークションの知的財産権保護に対する取組み

インターネットオークション上では、知的財産権を侵害する商品、たとえば偽ブランド品や違法にコピーされた音楽媒体などの出品が問題となる。この問題に対し、「Yahoo! オークション知的財産権保護プログラム」では、権利の所有者である企業や地方自治体 (参加団体数は 2011 年 8 月 1 日現在 400 近く)、音楽や画像等に関連する業界団体とメンバーシ

ップを組み、違法品が出品された際の「通報と出品取り下げ ("Notice and take down")」に取り組んでいる。商品についてよく知る企業自身が通報をおこなうことにより、違法品は出品されるごとに確実に取り下げられていき、利用者の間でも違法品の出品が困難であるという認知が広まった。その結果、ある時点を境に知的財産権に違反する商品の出品が激減し、以降、定期モニタリング時の違法品の割合は1%未満に抑えられている。

インターネットオークション市場は寡占市場であり、主要なオークションサイトプロバイダーの取り組みがインターネットオークション市場全体に与える影響力は大きい。野生生物取引についても NGO や政府との連携をとりながら積極的に対応していきたいと話すヤフー株式会社の取り組みが、違法取引排除のために応用できる可能性も期待される。

考察

日本語のインターネットオークションサイトでは、象牙、べっこう製品、ワニの皮革製品、キャビアなどが高い頻度で出品されていた。これは日本における市場や在庫、そして取引の存在を示す。特に頻繁に出品されていたこれらの商品の取引には、インターネットオークションという取引形態との親和性が比較的高いことも示唆される。これまでに行われた中国語や英語などのインターネットサイトにおけるワシントン条約対象種の販売調査 (Wu, 2007; Williamson, 2004) との比較では、象牙、べっこうはそれら他国の結果よりも出品件数が多い。また生きた動物も多種出品されており、その原産国も世界中に位置していた。日本語のインターネットオークションサイトが、日本が世界各国から輸入する野生動植物の製品の取引を媒介する有用なツールとなっていることが示された。

公式な輸入記録があるワシントン条約附属書掲載種で、今回出品がみられなかったものについては、取引が頻繁におこなわれていない、あるいは実店舗での販売のみがおこなわれているという可能性がある。しかしインターネットオークション上での取引の有無や規模を判断するためには、より長期的・継続的なモニタリングが必要である。

本調査では、合法性の示唆された出品を見つけることはできたものの、種の保存法やワシントン条約に対して違法な取引の存在やその割合を断定することはできなかった。そのひとつの理由は、日本の法律では、合法的取引であるという情報のインターネット上での提示方法が明確に義務付けられていないことが挙げられる (トラフィックイーストアジアジャパン、2012)。また、種の保存法による登録個体・製品に関する情報の一般公表などもおこなわれていないため、登録有無を客観的に確認することができない。このため、出品者から入札者に向けて公開された情報だけから、違法であることを断定することはできな

い。しかし種によっては、法令に関する情報がより高い頻度で提供されている種もあり、法遵守に関する情報を出品者が提供することが不可能ではないということを示している。

また、サイト運営業者へのインタビューから、インターネットオークションならではの利用者を巻き込んだ自浄作用や、キーワードを用いたいっさい監視が可能であることなど、違法行為を排除する利便性も示唆された。Yahoo!オークションの知的財産権保護に対する取組の事例などを応用すれば、広く一般に公開されたサイト（たとえば今回の調査対象の2つのオークションサイト）において違法取引を排除する効果があると考えられる。ただしこのような自浄作用を有効に機能させるためには、違法性・合法性を、提供された情報から判断できるようになっていることが重要である。

日本語は日本だけが母語としている。この点で英語や中国語など、言語人口が多く複数の国にまたがって母語とする人口が分布する言語と異なり（Anon, 2012）、インターネットオークション上での落札が国際取引につながる割合は、他の言語より小さいと考えられる。しかし本調査では、特に象牙製品については海外発送に対応すると記載した出品があり、国際取引を誘導する潜在性があることがわかった。象牙の製品の日本からの輸出は、合法的な輸出として毎年30～100件程度がワシントン条約対象種の輸出として記録されており（経済産業省、2000～2009）継続的におこなわれているが、インターネットオークションが輸入だけでなく、製品の需要がある外国への日本からの輸出を媒介する機能を持っているということにも、注意を払う必要がある。

提言

これらの結果および考察からトラフィックイーストアジアジャパンは以下の提案をする。

日本の環境省は

ーインターネットオークションにワシントン条約対象種が出品される時、その商品の合法性は、出品者、入札者双方にとって明らかであるべきである。そのために十分な、提供されるべき情報（原産国や、登録票の存在の明記など）を種の保存法上に定義し、それが出品者から入札者に能動的に提供されるよう、法律で規定すること。

ー国内取引管理の方法は、現行の登録票を備え付けるという店舗販売により適応した管理方法から、インターネット上でおこなわれる取引にも適応した方法（例えば登録のウェブ上追跡システムの開発と登録情報の一般公開など）に変更すること。

ーインターネットオークション上でワシントン条約対象種が取引される際には、国内取引だけでなく輸入、輸出にもつながっていると考慮したうえで、すべての利用者（出品者、落札者）が合法的な取引をおこなえるよう、国内法や国際条約に関する必要な知識の周知を徹底すること。オークションサイトのプロバイダーと協働して周知のためのシステムを開発することも考慮すべきである。

日本の野生生物取引の法執行当局は

ーワシントン条約対象種で、その市場が存在している種について、インターネットオークション上での取引監視の戦略を構築し、それを支える技術を開発・あるいは特定すること。

インターネットオークションのプロバイダー、日本の野生生物取引に関する条約や国内法施行に充実する各組織は

ーインターネットオークション利用者に注意を促すためのオークション出品ガイドラインなどをユーザーに分かりやすい形で開発し、協力してインターネットオークション利用者への普及を図ること。

参考文献

- 石原明子、金成かほる、齊藤つぐみ、高橋そよ（2010）*私たちの暮らしを支える世界の生物多様性：日本の野生生物取引のいま*. 55pp. トラフィックイーストアジアジャパン、東京
- 海老沼剛（2009）*爬虫類・両生類ビジュアル大図鑑*. 335pp. 株式会社誠文堂新光社、東京
- オークファン（2010）. 統計データ. ネットオークション落札価格相場統計検索サイト「オークファン」. <http://aucfan.com/research/> 2010年6月8日閲覧
- オークファン（2012）. 統計データ. ネットオークション落札価格相場統計検索サイト「オークファン」. http://aucfan.com/site_count.html#wanted 2012年12月19日閲覧
- 経済産業省（2000～2009）. *ワシントン条約年次報告書（2000年～2009年）* 経済産業省、東京
- 総務省（2011）. *平成23年版情報通信白書*. 総務省. <http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h23/html/nc341110.html> で閲覧可能
- トラフィックイーストアジアジャパン（2012）*絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律* および野生動植物の国内流通管理に関する要望書. トラフィックイーストアジアジャパン 2012年2月12日 <http://www.trafficj.org/press/120221requestLCES.pdf> で閲覧可能
- 平手勇宇、相吉沢明、翁松齡、井奥雄一、木戸冬子、山名早人（2006）*インターネットオークションにおける不正行為者の発見支援*. 社団法人情報処理学会研究報告 IPSJ SIG Technical Report. DBS-140-(II) (78) p367-374
- 星克巳（2005）*爬虫・両生類ビジュアルガイド カメレオン*.128pp 株式会社誠文堂新光社、東京
- 前島長盛（編纂）（1988）*動物学名便覧*.960pp 日本学術文化社、愛知
- 山田和久（2005a）*爬虫・両生類ビジュアルガイド ヘビ 世界のヘビ図鑑*.143pp 株式会社誠文堂新光社、東京
- 山田和久（2005b）*爬虫・両生類ビジュアルガイド リクガメ*.144pp 株式会社誠文堂新光社、東京
- 吉井正（2005）*三省堂世界鳥名事典*.664pp 株式会社三省堂、東京
- Anon. (2012). *Internet World Stats*: www.Internetworldstats.com/stats.htm Viewed 29 December 2012.
- CITES (2010a) *PRESS KIT E-commerce of CITES-listed species*. http://www.cites.org/eng/news/press/2010/20100316_e-commerce_kit.pdf 2010年6月8日ダウンロード
- CITES (2010b). *CITES resolution Conf.11.3 Compliance and enforcement (COP15で改正)*. <http://www.cites.org/eng/res/all/11/E11-03R15.pdf>. 2010年8月4日閲覧.
- DeNA (2012). *ビッドダーズご利用ガイド*. http://bidders.jp/tutorial/navi_top2.html#navi_2 2012年12月22日閲覧
- IFAW (2008). *Killing with Keystrokes: Wildlife trade on the Internet*. London: IFAW.
- Williamson, D.F. (2004). *Tackling the Ivories: The Status of the US Trade in Elephant and Hippo Ivory*. TRAFFIC North America. Washington, DC: World Wildlife Fund.
- Wu, Joyce. (2007). *World Without Borders: Wildlife Trade on the Chinese-language Internet*. TRAFFIC Bulletin, v.21(2):75-84.

インターネットを通じて動物を発注

2008年9月

ある爬虫類飼育者が飼育している 51 種の毒蛇のうち、グリーンマンバ *Dendroaspis angusticeps* に噛まれたのち、動物愛護法**に違反したとして逮捕された。その後、この飼育者に動物を販売したペットショップ経営者が外来生物法、動物愛護法、外為法（ワシントン条約）と種の保存法に違反したとして逮捕された。このペットショップ経営者は毒蛇や Desert Monitor *Varanus griseus* を含む他の種を海外からインターネットを使って輸入し、合計 100 頭以上の動物を計 1 億円で、日本中の愛好者などに販売した。（朝日新聞 2008/9/26、読売新聞 2008/9/26、毎日新聞 2008/9/26）

インターネットオークションを通じて販売

2008年10月

ペットショップ経営者が種の保存法に違反したとして逮捕された。この経営者はピグミースローロリス *Nycticebus pygmaeus* をインターネットオークションで 1 頭 30 万円で販売した。（朝日新聞 2008/10/2、毎日新聞 2008/10/2）

2007年5月

2名のペットショップ経営者が Asian Common Toad *Duttaphrynus melanostictus* をインターネットオークション上で販売したとして外来生物法違反で逮捕された。彼らはこのカエルをインドネシアで 1 頭 1 米ドルで入手し、税関に偽の申告をした後、1 頭 2370 円でインターネットオークションで販売した。（読売新聞 2007/5/31、毎日新聞 2007/5/31）

2006年10月

パフィオペディウム *Paphiopedilum* spp.の苗をインターネットオークションで販売したとして、販売者と中国人留学生が種の保存法違反で逮捕された。彼らは植物を国際郵便で密輸入し、国内で 2 株 5000 円で販売した。彼らから購入した購入者は 20 名以上にのぼった。（日経新聞 2006/10/12、毎日新聞 2006/10/12、朝日新聞 2006/10/12）

インターネットオークションで購入

2007年9月

危険動物飼育の許可なくワニを飼育したとして動物愛護法違反で飼育者が逮捕された。この飼育者はインターネットオークションを通じて 2 頭のワニを購入したと述べている。（読売新聞 2007/9/11）

購入者をソーシャルネットワークサービス（SNS）を通じて見つける

2008年1月

ペットショップ経営者とその息子が種の保存法と感染症予防法の違反で逮捕された。彼らはピグミースローロリス *Nycticebus pygmaeus* とホウシャガメ *Astrochelys radiata* を違法に輸入し、日本で利用者の多いソーシャルネットワークサービスを通じて購入者を探し、販売した。（毎日新聞 2008/、読売新聞 2008/1/16、共同通信 2008/6/12）

公売、公共オークション

2008年2月、2007年8月、2007年2月

地方自治体や公共団体による公売で、秋田県の鹿角市から Feather-toed Hawk-Eagle *Spizaetus nipalensis*、北海道夕張市からヒョウ *Panthera pardus*、島根県からタイマイ *Eretmochelys imbricata* などがインターネット公売にかけられ、一般市民からの通報を受けて取り下げられた。（読売新聞 2009/1/25）

Compiled by TRAFFIC East Asia - Japan

****法律名の略称について**

動物愛護法：AWMA：Act on Welfare and Management of Animals (Law No. 105, 1973)：動物の愛護及び管理に関する法律

外為法：FEFTA：Foreign Exchange and Foreign Trade Act (Law No. 228, 1949) 外国為替及び外国貿易法

外来生物法：IASA：Invasive Alien Species Act (Law No. 78, 2004) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

種の保存法：LCES：Law for the Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (Law No. 75, 1992) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

感染症予防法：LPID：Law Concerning Prevention of Infection of Infectious Diseases and Patients with Infectious Diseases (Law No.114, 1998) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律